

京都府環境影響評価専門委員会委員名簿

(任期：令和3年2月26日～令和5年2月25日)

氏名	職名	分野		備考
山地 一代	神戸大学大学院海事科学研究科准教授	大気環境 水環境 地質・土壌環境 その他の環境要素	大気質	
高野 靖	京都大学大学院工学研究科教授		騒音・振動	
大下 和徹	京都大学大学院工学研究科准教授		悪臭、廃棄物	
清水 芳久	京都大学大学院工学研究科教授		水質、地盤沈下、土壌汚染	
成瀬 元	京都大学大学院理学研究科准教授		地形・地質	
勝見 武	京都大学大学院地球環境学堂教授		環境地盤工学	
渡邊 紹裕	京都大学名誉教授・特任教授		水循環、地球環境	
中尾 史郎	京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授	動物	昆虫	
布野 隆之	兵庫県立人と自然の博物館研究員		鳥類	
吉村 真由美	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所関西支所チーム長		水生生物	
田中 和博	京都先端科学大学バイオ環境学部教授	植物		
徳地 直子	京都大学フィールド科学教育研究センター教授	生態系		
荒川 朱美	京都芸術大学芸術学部教授	景観		
佐古 和枝	関西外国語大学英語国際学部教授	歴史的・文化的景観、文化財		
黒坂 則子	同志社大学法学部教授	制度・手続		

(令和4年4月1日現在)

京都府環境影響評価専門委員会規則

公布 平成10年12月25日規則第40号
改正 平成17年4月1日規則第25号
改正 平成20年4月1日規則第21号
改正 平成27年4月1日規則第41号
改正 平成31年4月1日規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）第40条第9項の規定により、京都府環境影響評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 専門委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員及び臨時委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席の委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 専門委員会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 専門委員会の庶務は、府民環境部において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

附 則 (抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年規則第25号) (抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。